

筑波大学附属病院水戸地域医療教育センター
総合病院水戸協同病院シミュレーションルーム管理運営要項

制定 平成 28 年 1 月 4 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、筑波大学附属病院水戸地域医療教育センター総合病院水戸協同病院（以下「当院」という）シミュレーションルームを設置し、その管理及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 シミュレーションルームは、実践的な臨床医療技術の教育及び医療従事者の医療技術の研修、向上の場を目的として、当院院長の委任によって本院臨床研修管理委員会の下で技術的指導及び援助並びに教材の管理及び購入選定を行う。

(利用の範囲)

第 3 条 シミュレーションルームを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 当院職員 (2) 当院実習中の学生 (3) その他、当院臨床研修管理委員長（以下「委員長」という。）が認めた者

(利用申請)

第 4 条 シミュレーションの利用を希望する上記 (3) に該当する者は、原則として利用日の 2 日前までに、シミュレーションルーム利用・物品借用申請書（以下「様式 1」）を委員長に提出しなければならない。

(使用可能日)

第 5 条 シミュレーションルームは、当院の営業日に使用可能とする。ただし、委員長が事前に認めた場合には、使用を許可することができるものとする。

(使用手続き)

第 6 条 シミュレーションルームの使用手続きは、次の各号のとおりとする。

- (1) シミュレーションルームの利用アンケートに入力する

令和 3 年 12 月 1 日改正

- (2) 使用后戸締りを確認する

令和元年 12 月 1 日改正

(物品借用)

第 7 条 当院職員は、様式 1 の届出によってシミュレーションルームの物品を外に持ち出すことができる。

(遵守事項)

第8条 シミュレーションルームを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外の使用及び転貸をしないこと。
- (2) 施設、設備、備品等が無断で改廃、新設、移動若しくは損傷、汚損しないこと。
- (3) 施設、設備、備品等を損傷、滅失、又は著しく汚損した場合には、不具合・故障連絡用紙（以下「様式2」）により速やかに秘書室経由委員長に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 火気の取扱い及び火災予防に注意すること。
- (6) 使用後は、施設の整理整頓及び消灯を行うこと。
- (7) 使用済みの注射器などの医療材料は所定の容器に廃棄すること。
- (8) 室内での飲食は、一切行わないこと。
- (9) その他、施設、設備等の適正な使用に努めること。

令和元年12月1日改正

(使用の中止)

第9条 使用者がこの要項に違反したときは、委員長は使用を中止させることができる。

(損害賠償の義務)

第10条 施設の使用者は、その責に帰すべき事由によりシミュレーションルームの施設、設備、備品等を損傷、滅失、又は汚損により本院に損害を与えたときは、様式2により速やかに委員長に報告し、これを賠償するものとする。ただし、やむを得ない事情があると判断したときには、委員長はその責任を減免することができる。

(物品購入選定)

第11条 シミュレーションルームの物品の購入依頼は原則として委員会へ申請する。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、シミュレーションルームの管理運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この要項は、平成28年2月1日から実施する。

附 則 使用手続きと遵守事項の鍵の受け渡しに関する部分を削除し、この要項は、令和元年12月1日から実施する。

附 則 使用手続きについて、利用簿からアンケートに変更し、この要項は、令和3年12月1日から実施する。